

立川市図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒井 大史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

## 立川市図書館条例の一部を改正する条例

立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用の制限)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号の<u>いづれか</u>に該当する場合においては、図書館を利用させてはならない。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 本館</p> <p>ア 月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日イ及びウ ……略……</p> <p>エ <u>1月第3土曜日</u></p> <p>(2) 分館</p> <p>ア 每月第2月曜日及び第4月曜日。ただし、同日が休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日イ及びウ ……略……</p> <p>エ <u>1月第3土曜日</u></p>	<p>(利用の制限)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合においては、図書館を利用させてはならない。</p> <p>(1)～(4) ……略……</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 図書館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 本館</p> <p>ア 月曜日。ただし、同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第3条に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い<u>祝日法第3条に規定する休日でない日</u>イ及びウ ……略……</p> <p>(2) 分館</p> <p>ア 每月第2月曜日及び第4月曜日。ただし、同日が<u>祝日法第3条に規定する休日</u>にあたるときは、その日後においてその日に最も近い<u>祝日法第3条に規定する休日でない日</u>イ及びウ ……略……</p>

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(1) 本館 午前10時から午後8時まで。ただし、次に掲げる日は、午前10時から午後5時まで

ア ……略……

イ 休日にあたる日

(2) 分館 午前10時から午後7時まで。ただし、次に掲げる日は、午前10時から午後5時まで

ア ……略……

イ 休日にあたる日

(利用条件の変更等)

第10条 委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、利用条件を変更し、利用を停止させ、又は登録を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

(開館時間)

第7条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に変更することができる。

(1) 本館 午前10時から午後8時まで。ただし、次に掲げる日は、午前10時から午後5時まで

ア ……略……

イ 祝日法第3条に規定する休日にあたる日

(2) 分館 午前10時から午後7時まで。ただし、次に掲げる日は、午前10時から午後5時まで

ア ……略……

イ 祝日法第3条に規定する休日にあたる日

(利用条件の変更等)

第10条 委員会は、利用者が次の各号の二に該当する場合においては、利用条件を変更し、利用を停止させ、又は登録を取り消すことができる。

(1)～(3) ……略……

2 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。